

主要国における配当課税の概要

(2023年1月現在)

	日本 (注2)	米国 (注3)	英国	ドイツ	フランス (注8)
課税方式	<p>申告分離と総合課税の選択</p> <p>〔申告分離〕20.3%</p> <p> 所得税:15% + 復興特別所得税: 所得税額の2.1% + 個人住民税:5% </p> <p>又は</p> <p>〔総合課税〕10~55.9%</p> <p>※ 源泉徴収 (20.3%) のみ で申告不要を選択することも可能。</p>	<p>申告分離課税 段階的課税 (連邦税)</p> <p>3段階 0、15、20% (注4)</p> <p>+</p> <p>総合課税 (州・地方政府税) (注5)</p> <p>〔ニューヨーク市の場合〕 7.1%~14.8%</p>	<p>申告分離課税 段階的課税</p> <p>3段階 8.8、33.8、39.4% (注6)</p>	<p>申告不要 (源泉徴収)</p> <p>※総合課税も選択可 (注7)</p> <p>26.4%</p> <p> 所得税: 25% + 連帯付加税: 税額の5.5% </p>	<p>申告分離課税と総合課税の選択</p> <p>〔申告分離課税〕30%</p> <p> 所得税: 12.8% + 社会保障関連諸税: 17.2% </p> <p>又は</p> <p>〔総合課税〕 17.2%~62.2%</p> <p> 所得税: 0~45% + 社会保障関連諸税: 17.2% </p>
法人税との調整	<p>配当所得税額控除方式 (総合課税選択の場合)</p>	<p>調整措置なし</p>	<p>配当所得一部控除方式 (配当所得を2,000ポンド (34万円) 控除)</p>	<p>調整措置なし</p>	<p>配当所得一部控除方式 (受取配当の60%を株主の 課税所得に算入) ※総合課税選択の場合</p>

(注1) 税率は小数点第二位を四捨五入している。

(注2) 上場株式等の配当 (大口株主が支払を受けるもの以外) についてのものである。

(注3) 適格配当 (配当落ち日の前後60日の計121日間に60日を超えて保有する株式について、内国法人又は適格外国法人から受領した配当) についてのものである。

(注4) 給与所得等、配当所得及び長期キャピタルゲインの順に所得を積み上げて、それぞれの所得ごとに適用税率が決定される。また、閾値 (単身者: 20万ドル (2,840万円)、夫婦合算: 25万ドル (3,550万円)) を超える総所得がある場合、その超過分に対して、純投資所得 (利子、配当、短期・長期キャピタルゲイン等) の範囲内で、追加で3.8%の税が課される。

(注5) 州・地方政府税については、税率等は各々異なる。

(注6) 給与所得等、利子所得、配当所得の順に所得を積み上げて、それぞれの所得ごとに適用税率が決定される。

(注7) 申告不要適用時よりも納税者にとって有利になる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとってかえって不利になる場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.375%の源泉徴収税のみが課税される (申告不要と同様の扱い)。

(注8) 2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、課税所得に一定の控除等を足し戻す等の調整を加えた額が閾値 (単身者: 25万ユーロ (3,625万円)、夫婦: 50万ユーロ (7,250万円)) を超える場合、その超過分に対して、追加で3~4%の税が課される。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=142円、1ポンド=168円、1ユーロ=145円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 令和5年 (2023年) 1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。